

# 九頭竜ダムのコクチバス



福井県水産試験場  
内水面総合センター  
竹内 一貴

# 九頭竜ダム



- ・ 九頭竜川の最上流部に昭和43年（1968年）建設
- ・ 洪水調整と発電を目的とする多目的ダム
- ・ 県から第5種共同漁業権の免許を受け、奥越漁協が漁場を管理



# 九頭竜ダムにおける外来魚の侵入と対策

## 経緯

- 平成19年 国交省によるコクチバス生息確認  
(河川水辺の国勢調査：魚類調査)
- 平成21年～23年 国交省主体によるダム湖調査と駆除
- 平成24年～ 福井県主体による外来魚モニタリング調査

## 福井県が実施しているモニタリング調査 〈調査期〉

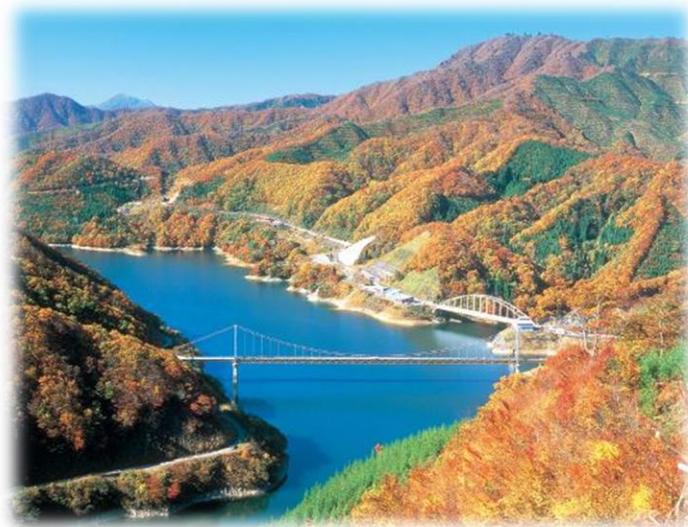
- 春期→繁殖状況調査
- 夏期～秋期→生息状況調査

## 一斉駆除（産卵期）

- 平成22年～漁協、ダム管理者、県、市町、民間協力者との一斉駆除イベント

## 地元漁協による駆除活動

- 平成22年～刺網や釣りによる駆除



写真提供：大野市観光協会

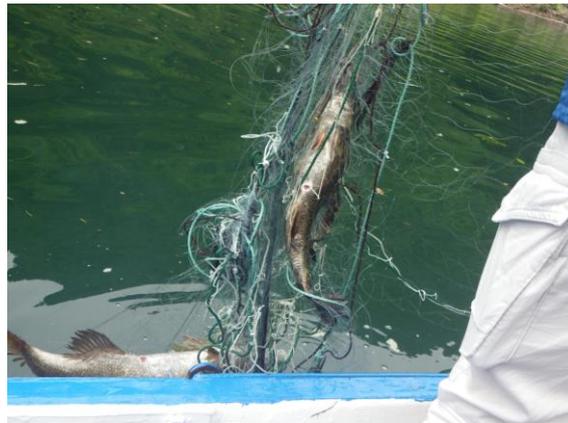
# コクチバス駆除に向けた取り組み

## ①内水面総合センターによるモニタリング調査

- ・ 生息状況の把握および効率的な駆除方法の検討を目的として、平成24年より実施
- ・ 5月～6月：産卵期調査  
(小型三枚網、大型刺網による産卵親魚の捕獲、仔稚魚の探索と捕獲)
- ・ 7月～11月：活動期調査  
(大型刺網による捕獲)
- ・ 捕獲魚の胃内容物の確認を行い、在来魚の食害状況を調査



小型三枚網



大型刺網



胃内容物分析の様子

# コクチバス駆除に向けた取り組み

## ②関係機関との一斉駆除イベント

- ・ 漁協、ダム管理者、県、市町、民間協力者との駆除イベントを平成22年より実施
- ・ 産卵期のピークである6月に釣り、大型刺網、小型三枚網による駆除活動を30～50人規模で行う
- ・ 1日の駆除活動で、内水面総合センターの年間捕獲数の約50%を占める尾数を捕獲

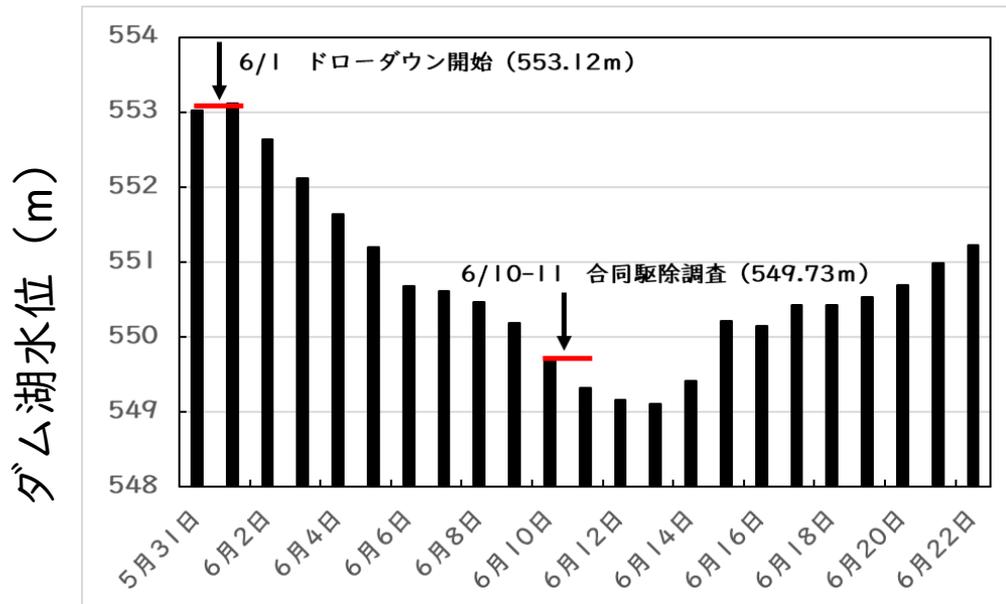
(令和5年：捕獲数212尾のうち109尾は一斉駆除によるもの)



# コクチバス駆除に向けた取り組み

## ③ダム管理者との連携

- ・コクチバスの産卵床形成時期に合わせ、九頭竜ダムの水位低下（ドローダウン）を平成30年～令和2年に実施
- ・約3mのドローダウンにより多くの産卵床を干出  
（平成30年：240床 令和元年：136床 令和2年：486床）



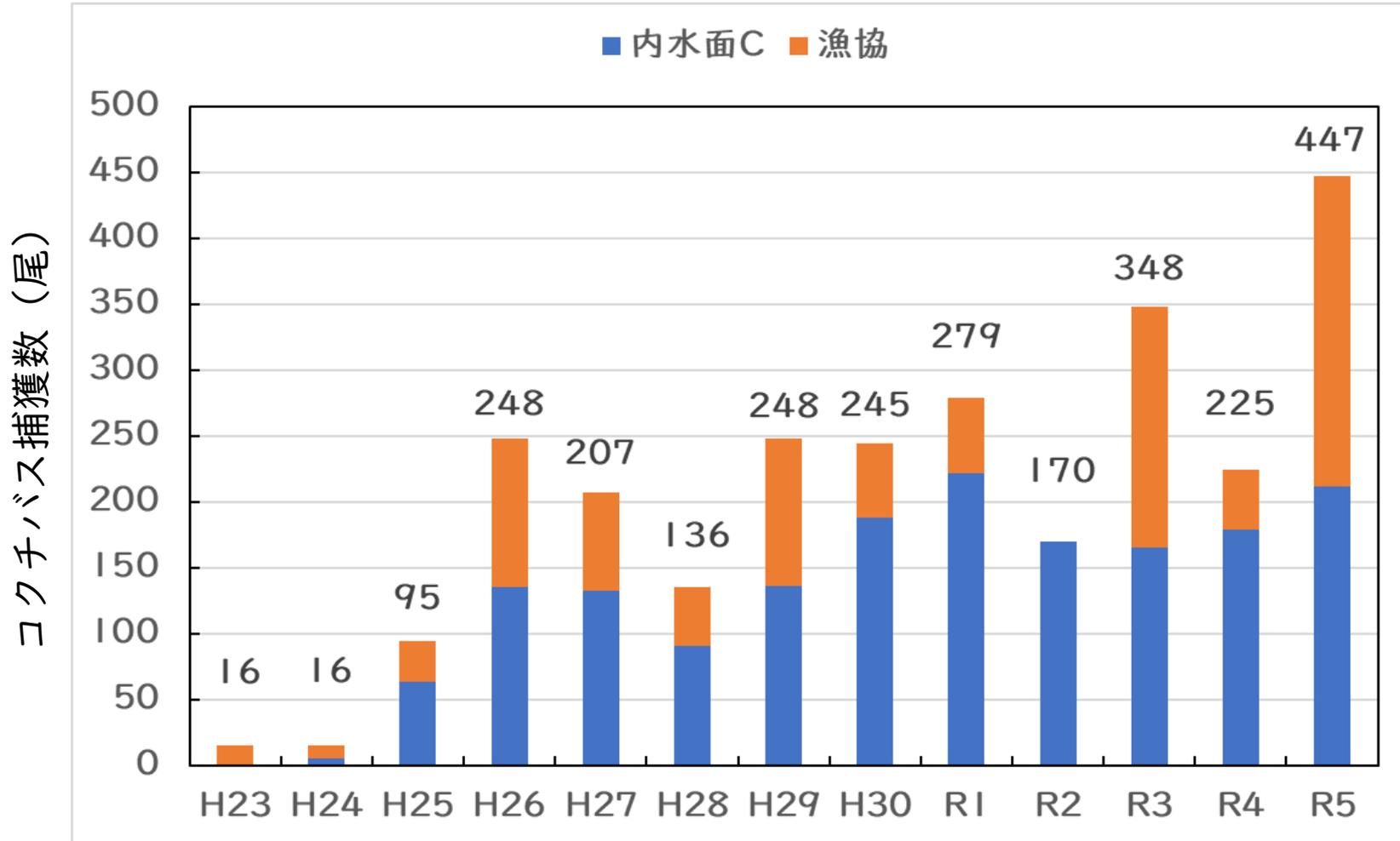
ドローダウンに伴う水位変動（令和2年）



干出した産卵床

# コクチバスの捕獲状況について

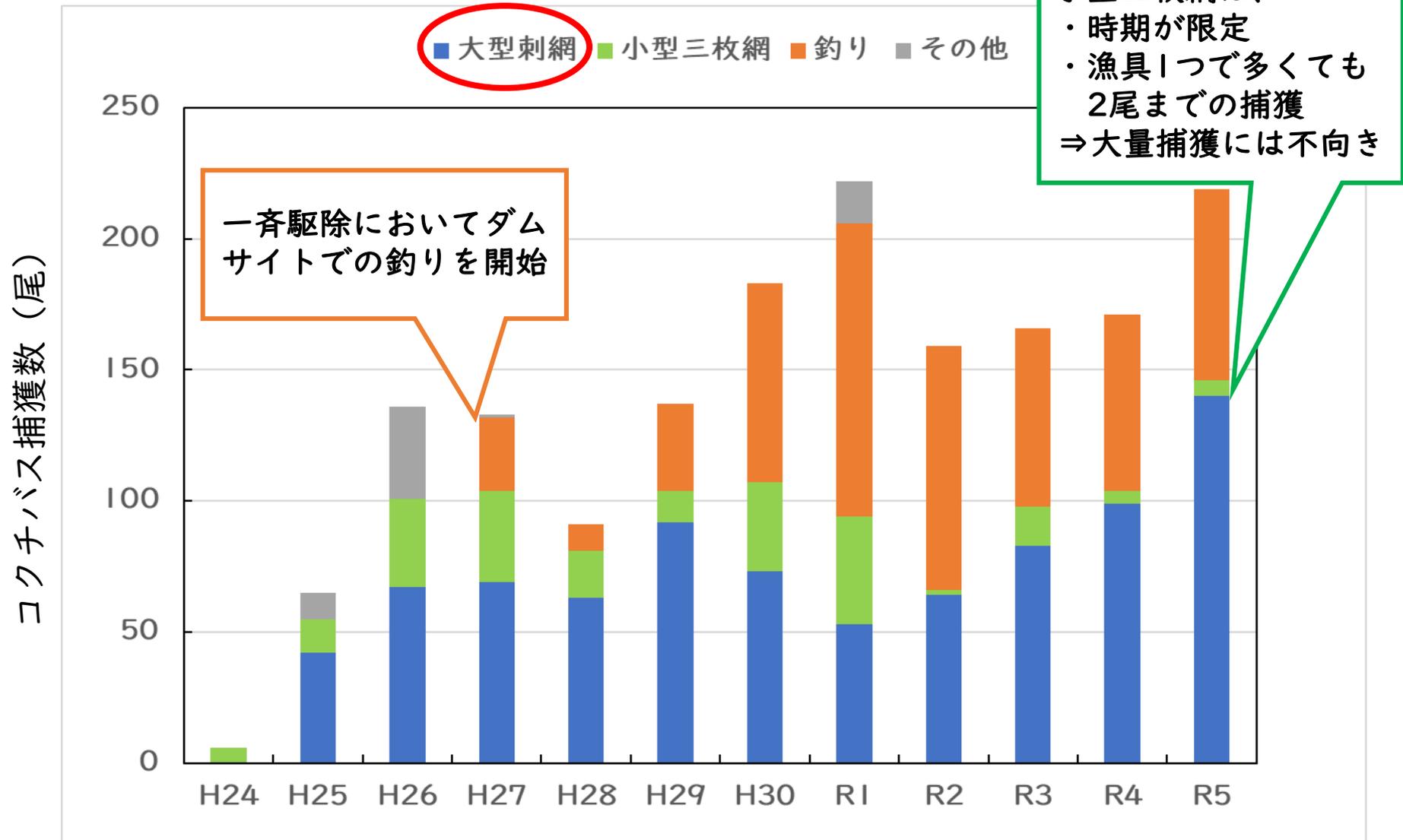
## ①全体の捕獲尾数の推移



3～4年周期で増減を繰り返しているものの、  
捕獲数は増加傾向にある

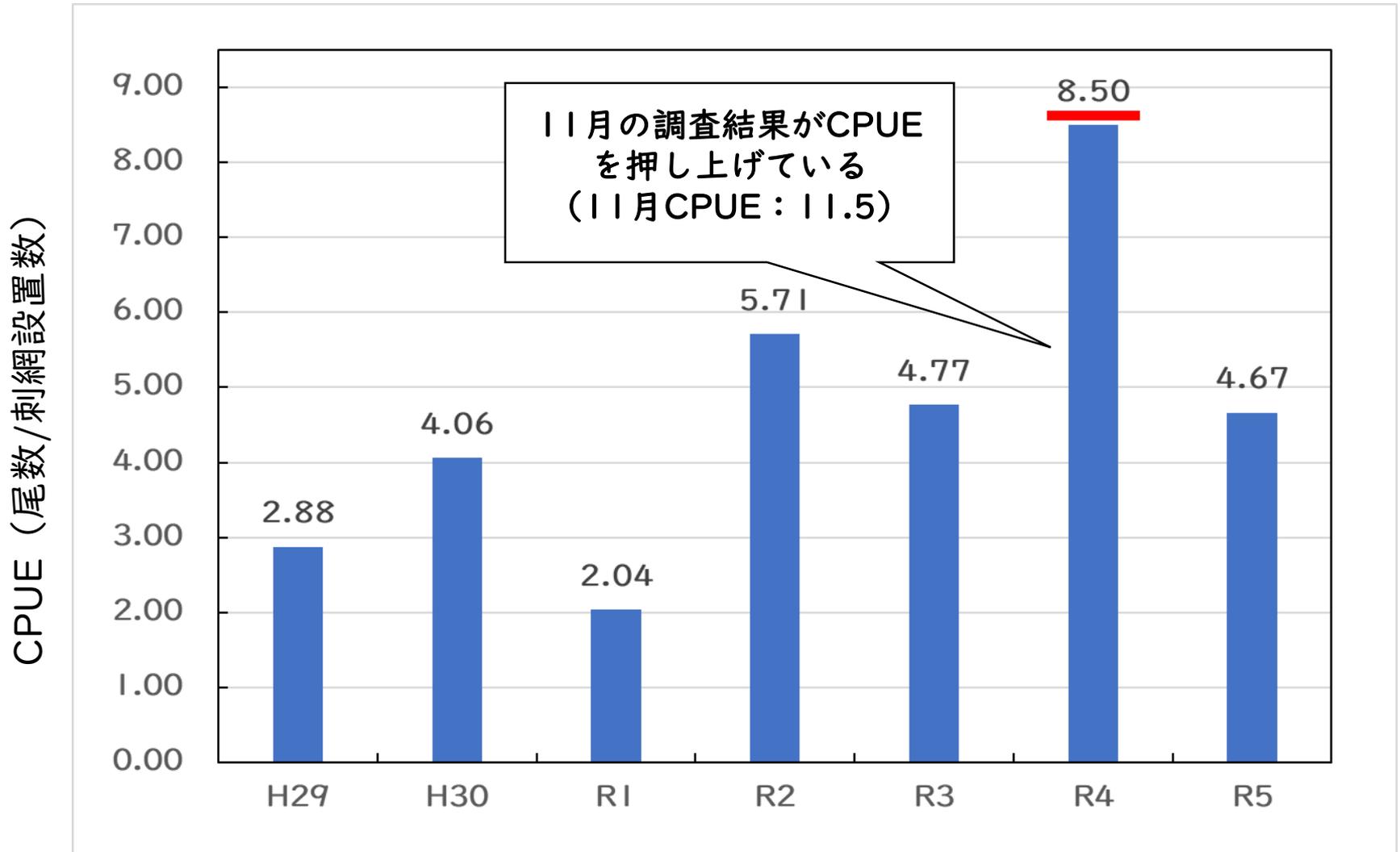
# コクチバスの捕獲状況について

## ②内水面Cによる捕獲尾数の推移（漁法別）



# コクチバスの捕獲状況について

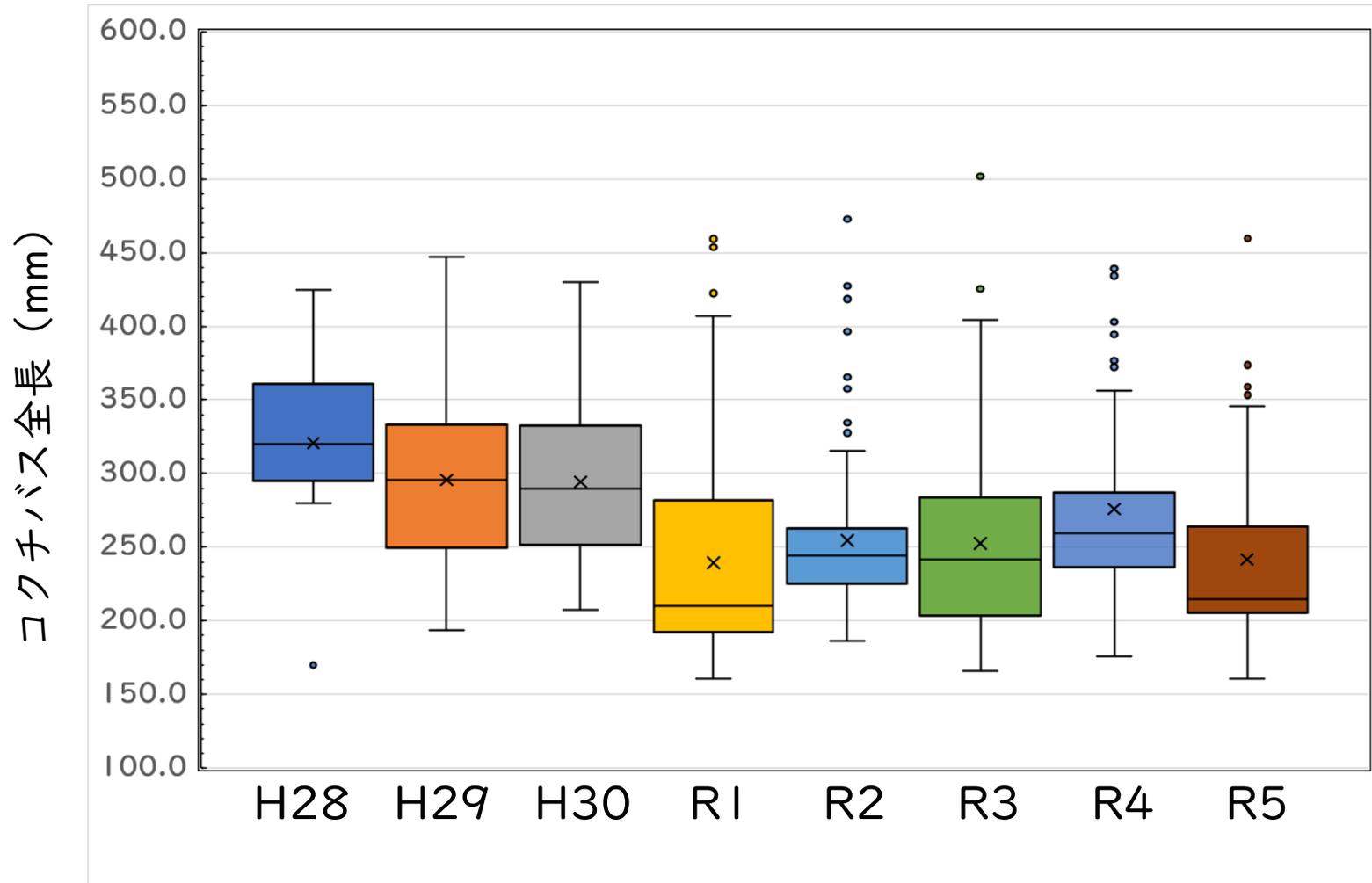
## ③大型刺網1枚当たりの捕獲尾数 (CPUE)



CPUEはやや増加あるいは横ばい状態にある

# コクチバスの捕獲状況について

## ④釣りで捕獲されたコクチバスの全長推移

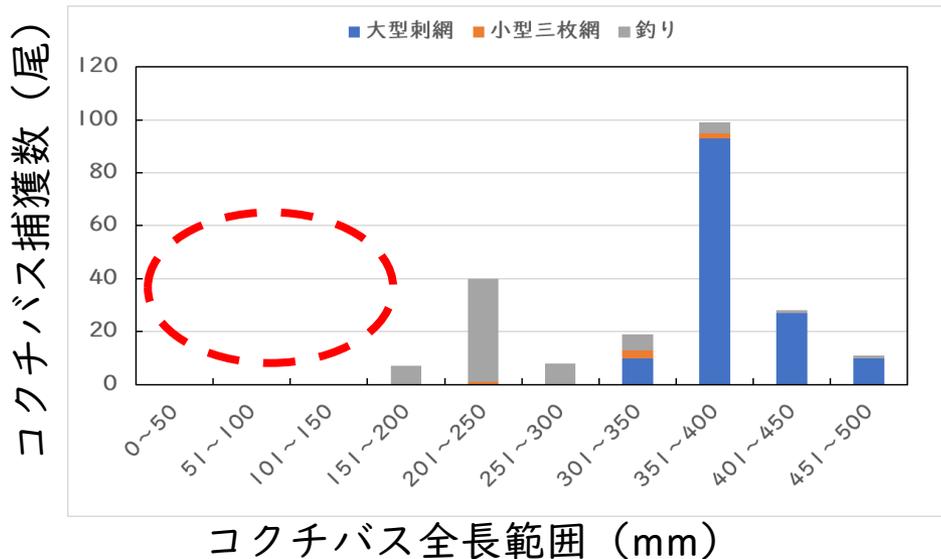


釣りでの捕獲魚は小型化傾向にある  
(H28中央値：319.8mm R5中央値：214.6mm)

# コクチバス駆除における課題

## ①仔稚魚、小型魚の効率的な捕獲

- ・ 現在の内水面総合センターの手法では、200mm未満の小型魚の生息状況がつかめない
- ・ 仔稚魚捕獲のため、令和6年よりライトトラップ※を試験的に導入しているが捕獲には至っていない（再チャレンジを予定）



令和5年に捕獲したコクチバスの全長組成

ライトトラップ設置の様子

# コクチバス駆除における課題

## ②駆除の継続

- ・ 駆除活動の中心は地元の漁協
- ・ モチベーションを維持するためにも、より効率的な駆除技術の提案、効果の把握
- ・ 釣り人や下流域の漁協などの関係機関の協力をいかに引き出せるか



# コクチバス駆除における新たな取り組み

## ①内水面漁場管理委員会指示

根拠法令	漁業法第120条
目的	水産動植物の繁殖保護、適切な漁業権・入漁権の行使、漁場紛争の防止・解決等の漁業調整
内容	水産動植物の採捕の制限・禁止、漁業者の数や漁場の利用に関する制限
対象者	関係者 漁業者又は漁業従事者に限らず、委員会指示を行う上で適用すべき全ての者（遊漁者等も含む）
罰則	委員会指示自体に罰則は無い 指示に違反し、この指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合には、罰則が適用される場合がある。
発令時期	内水面漁場管理委員会が必要と認めるとき
指示の期間	緊急的で補完的な措置の役割を果たすものであり、期間を決めて随時見直す必要がある

（目的）漁協が実施する駆除活動を後押しし、遊漁者にも駆除に協力してもらう

# コクチバス駆除における新たな取り組み

## ②内水面漁場管理委員会指示の発令

### 内水面漁場管理委員会指示

福井県内水面漁場管理委員会指示第6-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コクチバスの取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和6年9月24日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 原田 進男

#### 第1 指示の内容

公共用水面およびこれと接続一体を成す水面において、コクチバスを採捕した者は、コクチバスをその水域に放してはならない。

#### 第2 指示の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年9月24日 福井県報（第317号）抜粋

- ・ 指示の期間までは、関係者（漁業者・遊漁者・遊漁承認証販売店等）への周知に努める  
例：チラシ作成、漁協及び県のHP掲載、FISHPASSのバナー掲載、レシピ開発

御清聴ありがとうございました。

